

RALLY

JAF九州ラリー選手権

JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ規定

第1条【目的】

JAF九州地域クラブ協議会（以下「JMRC九州」という。）および一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、2026年における地方ラリー選手権（以下「地方選手権」という。）のドライバー・ナビゲーター（コ・ドライバー）選手権者および九州チャンピオンシリーズの優秀者を認定するためこの規定を設ける。

第2条【タイトル】

JAFおよびJMRC九州は、国内競技規則とその細則、ラリー競技会組織に関する規定および本規定に基づいて組織し、3戦以上10戦以内を「地方選手権」、3戦以上8戦以内を「九州チャンピオンシリーズ」として認定する。

但し、競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、JAF及びJMRC九州は当該競技会のタイトルを取り消す場合がある。

第3条【選手権競技および選手権シリーズの成立】

- 3-1. 地方選手権においては、出走台数が全クラス合計で10台に満たなかった場合その競技は選手権としては成立しない。
- 3-2. 地方選手権（九州チャンピオンシリーズ）は、各クラス共3台の出走台数をもって成立とする。（チャレンジ部門はこの限りではない。）
- 3-3. 1 クラスあたりの出走台数が3台に満たなかった場合そのクラスは選手権および九州チャンピオンシリーズとしては成立しない。主催者は成立しないクラスがある場合は参加者に参加の可否について確認すること。
- 3-4. 地方選手権及び九州チャンピオンシリーズの各クラスは、3戦以上開催されなければシリーズは成立しない。

第4条【参加車両】

4-1. 地方選手権、九州チャンピオンシリーズに参加できる車両は2026年日本ラリー選手権規定第13条参加車両の規定に従ったRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両とする。RH-1クラスの過給機付き車両はエアリストリクターの装着を義務付ける。エアリストリクターを装着する場合は最大内径33mmとする。RPN車両の年次制限は行わない。装着するホイールは、下記の九州クラス区分に定められる最大直径を超えていないこと。

九州クラス区分に従い

RH-1クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 8.5 インチ

RH-2クラス：最大直径 17 インチ 最大幅 7.5 インチ

RH-3・4・6クラス：最大直径 16 インチ 最大幅 7 インチ

RH-5クラス：最大直径 18 インチ 最大幅 8 インチ

第5条【クラス区分】

5-1. 地方選手権・九州チャンピオンシリーズは次のクラス区分とする。

RH-1クラス：気筒容積 2,500cc を超えるRJ車両、RF車両、RPN車両および気筒容積区分なしのRRN車両

RH-2クラス：気筒容積 1,500cc を超え 2,500cc 以下のRJ車両、RF車両、RPN車両

RH-3クラス：気筒容積 1,500cc 以下のRJ車両、RF車両

RH-4クラス：気筒容積 1,500cc 以下の2輪駆動のRPN車両

RH-5クラス：気筒容積 1,500cc を超える AT 限定（駆動方式は問わない）のRJ車両、RF車両、RPN車両、気筒容積 1,500cc以下の AT 限定の後輪駆動・4WDのRJ車両、RF車両、RPN車両、および RH-6 クラスに含まれない AE 車両（AT に限らない）

RH-6クラス：気筒容積 1,586cc 以下の AT 限定の前輪駆動のRJ車両、RF車両、RPN車両、および気筒容積 1,800 cc 以下の AT 限定のAE車両（HEV・PHEV は AE 車両に限る）

上記6クラスを設けなければならない。

5-2. 過給器装置付きエンジンはもとの気筒容積の 1.7 倍のクラスとみなす。

5-3. それぞれの競技会にて「オープンクラス」「クローズドクラス」等の特別クラスを設ける事が出来る。

第6条【参加資格】

6-1. JMRC九州加盟クラブ所属のクラブ員であること。（九州チャンピオンシリーズ）

6-2. ドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）は、**JMRC九州共済の加入を義務付ける**、競技中事故による死亡・後遺障害について 1 千万円以上補償とされる保険、もしくは JMRC九州共済 + スポーツ保険に加入していなければならない。また、その加入を競技会参加確認受付時に証明できなければならない。

6-3. 地方選手権、九州チャンピオンシリーズに出場するドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）は、九州地域にスポーツ資格を登録しているものを優先とし、参加人員に余裕のある場合は他の地域からの参加を認める。

6-4. 九州チャンピオンシリーズは、全戦参加できる。但し、主催者クラブ内に参加者がいる場合、**参加選手がその準備に携わることは強く禁じる**。

6-5. 全日本選手権をはじめラリー競技会にて失格の裁定を受けたドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）は当該年度内に開催される以後の地方選手権、九州チャンピオンシリーズへの参加が認められない場合がある。

第7条【得点基準および選手権各シリーズ順位の決定】

シリーズとして成立した各競技会で完走したドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）に対し、競技結果成績により、第5条に従って設定されたクラスごとに、下記の表による得点を与える。

①九州チャンピオンシリーズでJMRC九州非会員のドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）が完走した場合、次点のJMRC九州会員のドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）に繰り上げて得点を与える。

②九州チャンピオンシリーズ競技会において、ドライバー、ナビゲーター（コ・ドライバー）が競技区間（スペシャルステージ）を故意に交替して走行したことが判明した場合にはポイントは与えられない。

●得点基準表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	完走
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	1点

7-1. この得点のうち、地方選手権及び九州チャンピオンシリーズは成立した競技会数が7戦以上の場合高得点順に6戦を選択し、6戦以下の場合は全戦で得た得点を合計して順位を決定する。

7-2. 7-1 に従って各競技者の得点を合計し、その合計得点が多い順にクラス別の選手権順位を決定する。JAFはこの選手権順位において第1位となった者を、当該地区における各クラスの選手権者として認定する。

7-3. JMRC九州は、九州チャンピオンシリーズの優秀者（ドライバー・コドライバー）の総合順位成績を上記得点基準に従って集計した得点により、第8条のとおり表彰する。

7-4. 上記7-1. において、得点の合計が複数の競技者について同一となった場合は、上位得点の獲得回数が多い順に順位を認定する。（20点の数、15点の数、以下それに準ずる。）

7-5. 上記4. によっても順位が決まらない場合は、当該競技者が得た全ての得点のうち、上位得点の獲得回数が多い順に順位を認定する。

7ー6. 上記4、5、においても順位が決まらない場合には、JMRC九州で決定する。(地方選手権においては日本ラリー選手権規定第16条2.5) により決定する)

※表彰対象者はシリーズ3戦以上参加している者とする。

第8条 【表彰】

シリーズ戦の高得点者はJMRC九州にて表彰する。

九州チャンピオンシリーズの年間表彰（表彰対象者36名）

	ドライバー	ナビゲーター（コ・ドライバー）
RH1クラス	1～3位	1～3位
RH2クラス	1～3位	1～3位
RH3クラス	1～3位	1～3位
RH4クラス	1～3位	1～3位
RH5クラス	1～3位	1～3位
RH6クラス	1～3位	1～3位

JMRC全国オールスターラリーの各クラス3位までを特別表彰とする。

第9条 【ブリーフィング】

すべての乗員および競技参加者は、必ずブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名しなければならない。

第10条 【保険】

オーガナイザーは保険に関し、ラリー競技開催規定、第6条に定める措置を講じること。

第11条 【競技規則違反】

- 11ー1. 競技会に適用される諸規則に対する違反があった場合JAF及びJMRC九州は当該違反者に対し罰則を適用することがある。
- 11ー2. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）または国内競技車両規則に起因する失格を決定された競技者は、当該年の全得点が無効となる場合がある。

第12条 【各競技会の賦課金】

競技会主催クラブ事務局は、競技会賦課金の納入については、JMRC九州事務局からの郵便振込用紙にて、競技会終了後14日以内に振り込むこと。

競技会賦課金を納入しない主催クラブに対して、JMRC九州は、翌年度の地方選手権及び九州チャンピオンシリーズの開催権を与えない。

第13条 【各競技会の特別規則書および成績表】

主催者は、特別規則書を競技会参加受付開始の前日までに第14条に記載するJAF九州地域クラブ協議会事務局（JMRC九州 事務局）までwebサイトにアップロードできるデジタルファイル形式（エクセルまたはPDF）にて送付すること。

また、競技会終了後、全参加者の氏名、所属クラブ、車両、各クラスの順位（不出走、不出場を含む）、を確実に明記した成績表についても前段同様に、デジタルファイル形式にて送付すること。

第14条 【成績表の送付先】

JAF九州地域クラブ協議会 事務局

〒814-0015 福岡市早良区室見 5-12-27

E-mail: event@jmrc-kyushu.gr.jp

成績表は、Eメール添付ファイル、CD-ROMのいずれかで送付してください。

第15条 【本規定の特例】

やむを得ない事情又は、重大な規則違反により本規定を適用できない場合は、JAF及びJMRC九州審査専門委員会ならびにラリー専門部会において、その処置を決定する。

第16条 【本規定の施行】

本規定は、当該年度の1月1日より実施する。

JMRC九州ラリー専門部会

JMRC九州ラリー フレッシュマン規定 細則

I. 【参加車両】

JMRC九州ラリーシリーズ規定に準じた車両とする。(選手権、参加クラスは問わない、オープンクラスも可)

II. 【参加資格】

1. JMRC九州加盟クラブ所属のクラブ員であること。
2. ドライバーの年齢が27歳以下であること。
3. ドライバーの年齢が28歳以上でドライバーが過去に開催されたJAF公認ラリー競技会およびJAF公認地方選手権競技会に参加したことがないこと。(初年度 1 年間のみ有効)

III. 【参加料】

特別規則書に定められた選手権参加料の半額とする。

但し、JAF九州地域クラブ協議会会則第 16 条、学生に対する割引と重複できない。

※ チームエントリーの場合は除く

付則規約

第1条（目的）

本競技は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念とし、スポーツマンシップに基づく交通道德の涵養及び運転技術の習得を目的とする。

第2条（参加者及び参加資格）

- 2-1. 1台に乗車する定員は、ドライバー・ナビゲーター（コ・ドライバー）の2名とする。
- 2-2. 参加申し込みは、JMRC九州統一参加申込書により行うこと。それ以外での申込は一切受け付けない。但し、WEBによる申し込みを受け付ける場合もある。
- 2-3. 暴走族に関係もしくは車両、服装、言動等がスポーツマン的でない判断した場合は、参加を拒否する。

第3条（健康管理）

各参加者は、前日に十分な睡眠及び当日競技を走行し得る体力を有する者のみとする。又、指示書で指定された場所に於いて各参加者は主催者の用意した健康管理カードに必要事項を記入し提出しなければならない。提出なき場合は棄権したものと判断する。

受付時に飲酒のチェック（検査）を行う。チェックはアルコールチェッカーによる検査を行い不適格者は出走させない。

第4条（参加料）

- 4-1. JAF九州ラリー選手権および九州ラリーチャンピオンシリーズ（1台につき）は50,000円以内とする。
- 4-2. JMRC九州の認めたフレッシュマン（1台につき）は、選手権クラスを半額とする。
- 4-3. 全日本選手権およびその他の競技会・併設クラスについては、主催者の自由とする。
- 4-4. サービス車両は、1台につき2,000円以内とする。

4-5. JMRC九州会則第16条【学生に対する割引】対象者は、参加者（ドライバー）の時のみ適用する。学生に対する割引は在学中に限る。フレッシュマンとの重複利用は出来ない。

第5条（参加受理および競技番号）

5-1. 参加受理の優先順位は次の通りとする。

- ・九州チャンピオンシリーズ
 1. その年のシリーズ参加者
 2. 前年度のシリーズ参加者
- ・その他の競技会
 1. 競技の内容にてオーガナイザーにより決定する。

5-2. 競技番号は次の通りとする。

- ・九州チャンピオンシリーズ
 1. ポイント順（シリーズ戦2戦目までは前年度のポイント順）
- ・その他の競技会
 1. オーガナイザーにより決定する。

5-3. 競技番号順に対する抗議は、一切受け付けない。

第6条（参加者の遵守事項）

- 6-1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先する。
- 6-2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- 6-3. 他車に追従する場合又は対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 6-4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
- 6-5. クルーは指示された行程（サービスパークを含む）を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。

- 6ー6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で 競技会事務局に連絡すること。
- 6ー7. 失格又はリタイヤした場合は直ちにゼッケン・ラリー競技会之証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。
- 6ー8. 安全ベルト 4 点式以上のフルハーネスベルト（FIA 公認6点式フルハーネスベルトの装着を強く推奨する）は必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用する事。
- 6ー9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドを閉じて走行すること。
- 6ー10. リタイヤしたチームでコースへ戻れない場合は緊急連絡場所（大会本部・競技長・CRO）へ必ず連絡、状況を説明する事。
- 6ー11. コース内の路上に停止している競技車両があり、緊急を要する負傷者がいない場合、他の競技参加車両は、停止車両を避けてコースを通過するべく最大限の努力を払う事。また後続車への合図の為に規定の『OK』『SOS』マークの入ったボード（A3 版）を各自用意しなければならない。
- 6ー12. コース内の路上で車両が停止した場合、乗務員は後続車にこれを知らせる義務を負う。その方法は以下に従うこととする。
 - 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
 - 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3 判のカードが搭載されており、救急医療措置が 不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」ページをすべての後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を

行おうとしている者（ヘリコプター等）があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。

- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。
特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所「OK」ページを提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記 1) ～ 6) を実施すること。
- 8) 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および／または車両の外にいらっしゃる場合も同様の手順に従うこと。
 - ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に 2 番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。
 - ②それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。なお、後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの 1 人は以降の後続車への告知対応を行うこと。

- 9) 上記 2) または 8) の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」ページを提示することが可能でない状況にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。



OK

一腕を上げ、親指を立てて示す「OK」



SOS

一頭の上で腕を交差して示す「SOS」

- 10) 上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。
- 11) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 6-13. 競技の公正及びコース保護等のため、オーガナイザーが特に認めない限り競技開催日の2ヶ月前から当該競技会終了までの間はモータースポーツカレンダーに公示された開催地域の道路上における自動車（2輪車等を含む）を用いた練習走行並びにこれに類する行為を禁止する。
- 6-14. タイムトライアル区間及び道路占有区間において起きた全ての交通事故に対しては所轄警察署よりの事故証明書を取る事はできない。従って参加者は事故に起因した全ての損害賠償責任を負うものとする。
- 6-15. 参加者は、競技運営上のあらゆる規定、指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎みオーガナイザーや大会後援者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。
- * 以上の事は充分注意すると共に、誓約書に違反した場合、又は競技マナーの悪いと思われる参加者は今後のJMRC九州の競技会には参加を拒否する。

第7条（サービス及び給油・充電）

- 7-1. サービスはオーガナイザーが指定したサービスエリア内のみにて、サービス員により参加車両の点検修理を受けることができる。また、指定サービスエリア以外でのサービス作業を禁止する。
- 7-2. サービス地点での車両整備の範囲は、ラリー競技会特別規則書に定められている整備作業の範囲に定められている内容に従うものとする。
- 7-3. オーガナイザーが指定した給油（充電）場所以外での給油・充電は禁止する。

第8条（失格規定）

下記に該当することが競技長によって競技会審査委員会に報告された場合、競技会審査委員会の裁定によりその参加者を失格とする。失格の裁定を受けた参加者は、それ以上競技の続行はできない。また、成績発表後においても失格となる場合がある。

なお、スペシャルステージラリーは、ラリー競技開催規定付則スペシャルステージラリー開催規定第3章第28条別添5の罰則に準ずる。

- 8-1. 交通違反で警察に摘発されたとき。あるいは、交通事故を起こしたとき。
- 8-2. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
- 8-3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 8-4. 走行マナーならびに競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- 8-5. 自力で走行不能となり他車による牽引等を受け戦列に復帰したことが判明したとき。
- 8-6. 指定給油場所以外で給油、指定充電場所以外で充電を行ったとき。
- 8-7. 競技中に乗員または車両を変更したとき。
- 8-8. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
- 8-9. サービス地点以外の場所でサービスを受けたとき。
- 8-10. 故意または過失に関らずコースを閉鎖したとき。

- 8-11. 各競技会において、事前試走及び類する行為が発覚したとき。
- 8-12. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 8-13. チーム関係者がサービス地点に酒類（アルコール飲料）を持ち込んだことが判明した時。
- 8-14. 各諸規則及び本規定ならびに特別規則書に定める事項に違反したとき。

第9条（棄権）

参加者が途中で棄権する場合は最寄りの競技役員に申告し、リタイヤ届を提出しなければならない。さらに棄権した地点で十分体力が回復するのを待って行動すること。

第10条（損害の補償）

参加者及びサービス員は、事故・過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。またJAF・オーガナイザー及び大会役員並びに道路管理者が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善に尽くすことは勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF・オーガナイザー・大会役員・道路管理者は免除される。

第11条（サービスについての注意事項）

サービスサポートとして行動する上において下記のことを厳守すること。

- (a) 正式登録を行いオフィシャルの指示に従うこと。個人的行動は一切認めない。
- (b) 地域住民および一般車両に対し十分に配慮すること。
- (c) 交通事故および交通違反を起こさぬようくれぐれも注意すること。
- (d) サービス地点には、酒類（アルコール飲料）を一切持ち込まないこと。

- (e) 参加者の損害・事故に対しては本規約第10条の損害の補償に準ずる。
- (f) サービスサポートが、正式登録を行わずサービス地点にてサービス活動を行った場合、および第11条(d)の項目に違反した場合、そのクラブ及びチームの競技者は、失格とされる場合がある。
- (g) 上記項目に違反するクラブ及びチームは、以降の競技会においてサービス参加を認めない。

以 上

1. 競技会開催要綱

九州チャンピオンシリーズについては原則としてスペシャルステージラリーにて開催する事。(その他の競技会についてはこの限りではない)

第1種アベレージラリー

①参加車両

当該年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、AE車両またはF車両。

②競技の設定

JAFラリー競技開催規定の細則第1種アベレージラリーの開催規定に従う事。

スペシャルステージラリー

① 参加車両

当該年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両。

② 競技の設定

JAFラリー競技開催規定の細則スペシャルステージの開催規定に従う事。

<ラリー競技の併催（クローズド格式）について>

一競技会において複数のラリー競技を開催する場合の要件については下記の通りとなります。

ラリー競技会においてA競技会とB競技会を併催する場合

- ①AとBの走行距離は異なってもよいが、そのルートは一方が他方を包含していること。

(例えば:Aのほうが距離が長いとすると、BのルートはAのルートの一部となっていなければならない。)但し、特定区間について一方を迂回させる等の措置は認められる。

- ②競技会格式、参加車両、参加資格はA、Bで異なってもよいが、それらはラリー競技会組織に関する規定に定められた要件を満たしていること。

- ③スタート、フィニッシュ、表彰式等はA、B同時でなくてもよい。

- ④競技設定および走行指示に関わる書類（ロードブック、アイテナリー、指示書等）はA、Bで異なってもよい。

- ⑤当該クラスを設定する場合は、カレンダー登録申請書および組織許可申請書に、選手権対象車両とは別に、併催するクラスの車両区分を表記すること。

2. 2026年JMRC九州ラリー、シリーズ車両規定について

①参加車両

- 1) 地方選手権・九州チャンピオンシリーズについては2026年日本ラリー選手権規定第13条 参加車両の規定に従ったRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、AE車両とする。
- 2) RH-1 クラスの過給機付き車両はエアリストリクターの装着を義務付ける。
- 3) エアリストリクターを装着する場合は最大内径33mmとすること。
- 4) 2026年日本ラリー選手権規定 第13条参加車両 3. による年次制限は行わない。

② タイヤ・ホイール

- 1) 地方選手権・九州チャンピオンシリーズに参加する車両は当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第4章第6条RJ車両規定および以下に従うこと。

装着するホイールは車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径とする。

九州クラス区分に従い

RH-1クラス：	最大直径	18 インチ	最大幅	8.5 インチ
RH-2クラス：	最大直径	17 インチ	最大幅	7.5 インチ
RH-3・4・6クラス：	最大直径	16 インチ	最大幅	7 インチ
RH-5クラス：	最大直径	18 インチ	最大幅	8 インチ

タイヤについては、上記規定に合致したホイールを適用リムとし、これに装着することができる一般市販ラジアルタイヤ（通称 S タイヤを含む）とする。

※地方選手権以外のその他のクラスに参加するRF車両についてはこの限りでない。

- ③排気系マフラー（エキゾーストマニホールドは含まれない）については、その車両に対する年度の保安基準適合品への変更は認められるが、下記の規定を満たしていなければならない、当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第3章第3条 3.13) に準ずる。なお、排気音量は排気音測定器を使用し 95db以下とする。測定方法においては、測定誤差をなくすために原動機の最大出力の75%の回転に保持した一定音を測定値とする。（いかなる場合も測定値が規定をオーバーする場合には出走は認められない。）
- ④RF車両の吸気、制御系統（エアクリーナーボックス、エアーインテーク）はノーマルとする。フィルターカートリッジ（エアークリーナーエレメント）については当初の物と同一方式の物であれば交換できる。
- ⑤RPN・RJ車両のロールバーについては、2002年12月31日以降に製作された車両は初度登録した当該年度の国内競技車両規則に合致したロールケージを装着する事。
- ⑥RF車両のリアウインドおよびリアサイドウインドの材質変更（アクリル）は不可とする。
- ⑦フェンダー外部に取付けるタイプのマッドフラップでアルミのブラケットを介するものは保護を施して取り付けること。
- ⑧ランプポット・LEDバー（前照灯）を取り付ける場合は、公道走行要件を満たすこと、取り付けは左右対称とし確実に固定する事。RPN・AE車両には取り付け出来ない。

3. その他

- ①レーシングスーツ・レーシンググローブについては、JMRC九州チャンピオンシリーズは必着とする。当該年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」2. レーシングスーツ 1) に従う事。コ・ドライバーのレーシンググローブは任意とする。
シリーズ戦以外の特別クラスにおいてもレーシングスーツの着用が望ましいが準備できない場合は、肌の露出を極力抑えた長袖、長ズボンを着用すること。
- ②ヘルメットについては当該年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」1. ヘルメット 1) に従う事。

製造後10年を経過しているもの、または著しい傷、損傷がある物については使用を認めない。

- ③安全ベルト（4点式以上のフルハーネスベルト）については当該年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技及びスピード行事における安全ベルトに関する指導要綱」に従う事、FIA公認6点式フルハーネスベルト及び、当該年JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」3. FHR(頭頸部保護)システムを装着する事を強く推奨する。
- ④車載する消火器は、当該年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定“第2章安全規定”3.1)「手動消火器」に従うこと、使用期間が有効期限内（消火剤の充填日もしくは前回検査日から2年以内の消火装置）のもので、全ての参加車両共粉末2.0kg以上。
- ⑤競技参加者は後続車への合図の為に規定の『OK』『SOS』マークの入ったボード（A3版）を各自用意しなければならない。
- ⑥表彰対象となった競技参加者は表彰式においてレーシングスーツもしくはチームウェアにて出席すること。

以 上